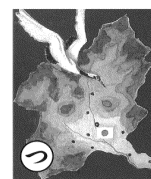




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年9月4日(火) 第9631号

目次

	ページ
告 示	
○解除予定保安林(森林保全課)	2
○特定計量器の定期検査の実施(産業政策課)	2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課)	3
○平成30年度後期技能検定の実施(産業人材育成課)	3

■ 告 示

◎群馬県告示第242号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年9月4日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 甘楽郡下仁田町大字南野牧字横道9735の3、9735の4
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

◎群馬県告示第243号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成30年9月4日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 定期検査を行う区域 渋川市及び北群馬郡
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

実施期日	実施時間	実施場所
平成30年10月9日	午前10時～午後3時	榛東村南部コミュニティセンター
平成30年10月10日	午前10時～午後3時	吉岡町役場車庫棟
平成30年10月11日	午前10時～正午	吉岡町役場車庫棟
	午後1時～午後3時	渋川市古巻公民館
平成30年10月16日	午前10時～午後3時	渋川市小野上行政センター
平成30年10月17日	午前10時～午後3時	渋川市伊香保公民館
平成30年10月18日	午前10時～午後3時	渋川市子持公民館
平成30年10月19日	午前10時～午後3時	渋川市赤城公民館
平成30年10月23日	午前10時～午後3時	渋川市北橋行政センター
平成30年10月24日	午前10時～午後3時	渋川市金島ふれあいセンター
平成30年10月25日	午前10時～午後3時	渋川市役所第二庁舎
平成30年10月26日	午前10時～午後3時	渋川市役所第二庁舎
平成30年10月30日	午前10時～午後3時	渋川市役所第二庁舎

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

- 4 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年9月4日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年8月24日
- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人永久
- 3 代表者の氏名 高橋伸也
- 4 主たる事務所の所在地 沼田市町田町1993番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者(以下「高齢者、障がい者等」という。)に対して、バイオマス発電をする際の余熱を利用した農作物のハウス栽培等やその加工及び販売に関する事業の提供を行うとともに、高齢者、障がい者等に対して、その他の事業の就労支援及びグループホーム等に関する事業を行い、高齢者、障がい者等に対する雇用促進及び農業の活性化、及び、資源の循環型社会の実現のため、種々の自然エネルギーによる発電事業を行い、もって、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、平成30年度後期技能検定の実施について、次のとおり公示する。

平成30年9月4日

群馬県知事 大澤 正 明

1 実施職種

- (1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造
- (2) 1級及び2級 鍛造(ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。)、金型製作(プレス金型製作に係るものに限る。)、工場板金(機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。)、機械検査、電気機器組立て(シーケンス制御に係るものに限る。)、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き及び印刷箱製箱に係るものに限る。)、プラスチック成形(射出成形の実技試験に係るものに限る。)、石材施工(石材加工に係るものに限る。)、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管(建

築配管に係るものに限る。)、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工(アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。)、樹脂接着剤注入施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図(機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。)、電気製図、金属材料試験及び塗装(鋼橋塗装に係るものに限る。)

(3) 3級 機械加工(普通旋盤に係るものに限る。)、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て及びシーケンス制御に係るものに限る。)、冷凍空調和機器施工、和裁、家具製作、プラスチック成形(射出成形に係るものに限る。)、建築大工、配管(建築配管に係るものに限る。)、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図

(4) 単一等級 電子回路接続及びバルコニー施工

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 実施期日 平成30年12月3日(月)から平成31年2月17日(日)までの間において、群馬県職業能力開発協会(以下「職能協会」という。)が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ平成30年11月26日(月)に職能協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日 検定職種ごとに、次のとおり行う。

検 定 職 種	期 日
○1級及び2級 鍛造、機械検査、電気機器組立て、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験 ○3級 電気機器組立て及び配管	平成31年1月27日(日)
○特級 全職種 ○1級及び2級 金型製作、工場板金、自動販売機調整、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、紙器・段ボール箱製造、石材施工、パン製造、防水施工及び機械・プラント製図 ○3級 冷凍空調和機器施工、和裁、家具製作及び機械・プラント製図 ○単一等級 バルコニー施工	平成31年2月3日(日)
○1級及び2級 プリント配線板製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、テクニカルイラストレーション、電気製図及び塗装 ○3級 機械加工、機械検査、電子機器組立て、プラスチック成形、建築大工、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション及び電気製図 ○単一等級 電子回路接続	平成31年2月10日(日)

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

4 受検手数料の納付方法等

(1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成12年群馬県条例第68号)別表に定める額とする。

(2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会

の指定するゆうちょ銀行の口座に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 本人確認書類（運転免許証、保険証の写し等）

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761

(3) 受付期間 平成30年10月1日（月）から同月12日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り有効とする。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書及び案内書は、職能協会で交付する。

なお、申請書及び案内書の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を記入し、140円分の切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及びその双方に合格した者については、職能協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表 技能検定合格者の受検番号は、平成31年3月15日（金）に、県庁2階県民センター前掲示板、群馬県ホームページ及び職能協会の掲示板に掲示する。

(3) 技能検定合格証書等の交付 特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書が交付され、2級及び3級の技能検定の合格者には群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、特級、1級、2級、3級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から技能士章が交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部産業人材育成課（電話027-226-3414）又は職能協会に問い合わせること。